一一・〇五	ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット					
一一・〇六	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール					
一一〇六・一〇	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）のもの					
一一〇六・二〇	サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）のもの					
	カッサバ芋のもの					
	飼料用のもの					
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。					
	その他のもの					
一一〇六・三〇	第八類の物品のもの					
	バナナのもの					
	飼料用のもの					
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。					
	その他のもの					
一一・〇七	麦芽（煎ってあるかないかを問わない。）					
一一・〇八	でん粉及びイヌリン					
一一〇九・〇〇	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）	X	X	X	B 10	一五%
				A	B 10	一五%
					B 10	二一・三%
		X	X			
				A		
				X		